

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2020年8月11日 提出
【計算期間】	第28特定期間 （自 2019年11月12日 至 2020年5月11日）
【ファンド名】	J A海外債券ファンド（隔月分配型）
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 一生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【電話番号】	03-5210-8500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類：追加型投信／海外／債券

属性区分：その他資産（投資信託証券：債券（一般））／年6回（隔月）／グローバル（除く日本）／ファミリーファンド／為替ヘッジなし

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<http://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
追加型投信	海外	不動産投信
		その他資産（ ）
	内外	資産複合

追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

（当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類（表紙）と属性区分における投資対象資産は異なります。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (除く日本)	ファミリー ファンド	(あり)
一般		日本		
大型株	年2回	北米		
中小型株		欧州		
債券	年4回	アジア	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
一般	年6回 (隔月)	オセアニア		
公債		中南米		
社債	年12回 (毎月)	アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性（ ）	日々	エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券：債券（一般）)				
資産複合（ ）				
資産配分固定型	その他 ()			
資産配分変異型				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

その他資産：組入れている資産を記載するものとする。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）のみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

<信託金の限度額>

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

<ファンドの特色>

ファンドの目的

- ✓この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- ✓FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）を中長期的に上回る成果を目指します。

ファンドの特色

1 日本を除く世界各国の債券等に投資します。

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 当ファンドは、JA海外債券マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界主要国の国債を中心とした公社債等へ投資します。
- 投資対象とする債券は、原則として投資適格債（BBB-格相当以上）とし、ポートフォリオ全体の平均格付け（保有している債券に係る信用格付けを加重平均したもの）は原則としてA格以上を維持します。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うものです。



2 FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）を中長期的に上回る成果を目指します。

- 当ファンドは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）をベンチマーク^{*}とします。
※「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。
- ・ FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
当インデックスの主な構成国は、米国・カナダ（北米）、ドイツ・フランス・イタリア・英国（欧州）、シンガポール・オーストラリア（アジア・オセアニア）などです。
- ・ 当ファンドの運用にあたっては、同インデックス（米ドルベース）をもとに、FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が独自に円換算したものを採用しています。
- 当インデックスは、年金の外国債券運用等においてもベンチマークとして数多く採用されています。

3

マザーファンドの外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を、ウエリントン・マネージメントに委託します。

- 世界有数の運用会社のひとつであるウエリントン・マネージメントがベンチマーク対比で以下の運用を行います。これらの運用手法に広く分散することによって、安定的な超過収益の獲得を目指します。また、ベンチマーク対比でのリスク管理も行います。

トップダウン・アプローチ

国別配分	投資対象国別およびグローバルなファンダメンタルズ分析と各国別の債券および通貨のリスク・リターン分析に基づき、相対的に魅力的な国の債券や通貨の投資比率を引き上げます。
デュレーション調整	ファンダメンタルズ分析に基づく金利見通しによりファンドの組入債券の入れ替え等によるデュレーション調整を行います。
イールドカーブ調整	イールドカーブ(金利の利回り曲線)の動きを予測してファンドの組入債券の残存期間別配分を調整します。
通貨配分	投資対象国のファンダメンタルズ分析によって為替相場の動きを予測して、ファンド全体に対するリスク管理に配慮しつつ、為替ポジション調整を行います。
セクター配分	セクター別のファンダメンタルズ分析に基づき、金利スプレッド比較等のセクター調査を行い、相対的に魅力的なセクター(国債、社債等の債券種別)の投資比率を引き上げます。

ボトムアップ・アプローチ

個別銘柄選択	投資適格銘柄のうち財務・信用力分析、相対的バリュエーション分析に基づき割安な銘柄の債券を選択します。
--------	--

ウエリントン・マネージメントの概要

名 称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド
所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

- 特 徴：**
- 世界で最古の運用機関のひとつ
 - 世界で有数の運用機関のひとつ
 - グローバルな事業展開
- 1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社
- ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界50ヵ国以上の2,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

4 原則として、隔月の年6回、安定的な分配を目指します。

- 投資する公社債の利息収益・売却益(評価益を含みます。)等を原資として、隔月の年6回、安定的に分配することを目指します。
- 毎決算時(奇数月の各10日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。
- 分配金は、委託会社が決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金受け取りのイメージ図



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

注) 分配金の取扱いは、分配金受取(一般)コースと分配金再投資(累積投資)コースの2つの方法があります。「分配金再投資(累積投資)コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

主な投資制限

- ◎ JA海外債券マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ◎ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

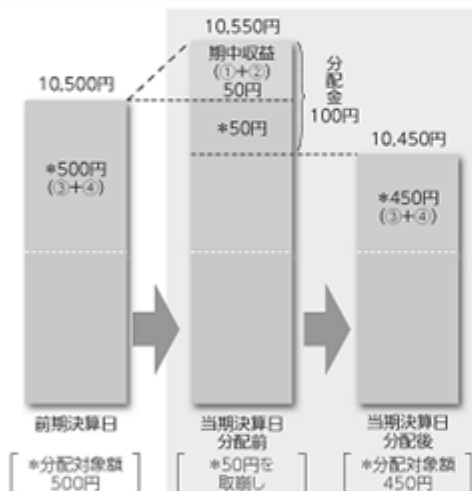
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



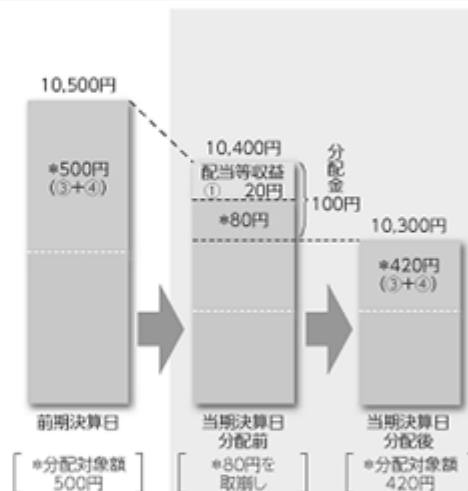
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

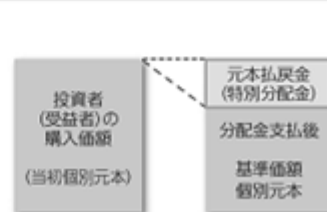
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

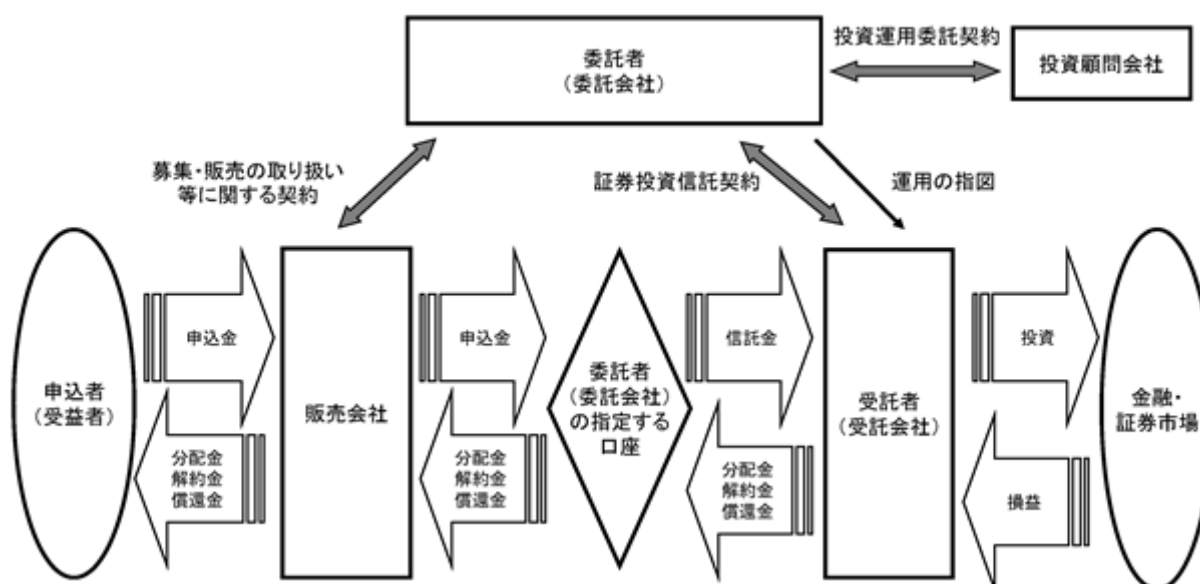
2006年9月15日 有価証券届出書の提出

2006年10月2日 募集開始日

2006年10月16日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日

2007年1月4日 振替制度へ移行

（３）【ファンドの仕組み】



《委託者》農林中金全共連アセットマネジメント株式会社（委託会社）

- ①信託財産の運用指図
- ②目論見書および運用報告書の作成 等

《販売会社》

- ①ファンドの募集の取扱い・販売および一部解約の請求の受付
- ②目論見書および運用報告書の交付
- ③収益分配金、償還金および一部解約金の支払い 等

《受託者》三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

- ①信託財産の保管・管理・計算
- ②追加信託に係る振替機関への通知 等

《投資顧問会社》ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(Wellington Management Company LLP)

ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド

(Wellington Management International Ltd)

ウエリントン・マネージメント香港リミテッド

(Wellington Management Hong Kong Ltd)

委託者から外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限の委託を受け、「JA海外債券マザーファンド」における運用の指図、投資判断、発注等を行います。

委託者（委託会社）の概況（2020年6月30日現在）

- ① 資本金の額
34億2千万円
- ② 沿革
1993年9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円
10月8日 証券投資信託委託業の免許取得
10月13日 営業開始
1996年8月20日 投資顧問業務の登録
9月30日 投資一任業務認可取得
10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円
2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更
2007年9月30日 金融商品取引業の登録
2012年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

③ 大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	36.61
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	35.30
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区神田錦町2丁目2番1号	15,000	28.09

(注) 農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会が保有する株式はすべて普通株式であり、農中信託銀行株式会社が保有する株式はすべて議決権を有しないA種種類株式です。
 なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 50.91%
 全国共済農業協同組合連合会 49.09%

(参考)

ウエリントン・マネージメントの概要

名 称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港 リミテッド	ウエリントン・マネージメント・ インターナショナル・リミテッド
所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

特 徴：● 世界で最古の運用機関のひとつ ■ 1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社
 ● 世界で有数の運用機関のひとつ
 ● グローバルな事業展開 ■ ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界50ヵ国以上の2,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針（運用の基本方針）※

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

※ 「運用の基本方針」および「約款第〇条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

b. 運用方法

① 投資対象

J A海外債券マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

(イ) J A海外債券マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、当該親投資信託を通じて、日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に投資し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

(ロ) 当社が円換算したFTSE世界国債インデックス（除く日本）を運用にあたってのベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果の実現を目指します。

(ハ) 親投資信託の運用にあたっては、原則としてファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により、割安銘柄の発掘および投資ならびに各通貨間での為替運用を行います。また、投資対象とする公社債は、B B Bマイナス格相当以上の格付を有する投資適格債とし、格付の低下により投資不適格となった場合には、該当銘柄の流動性を考慮しつつ、速やかに売却するよう指図を行います。

(ニ) 親投資信託の受益証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

(ホ) 実質組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。また、通貨に関して、外国為替の売買の予約取引を行うことにより、収益の追求に努めることもあります。

- (ヘ) 親投資信託の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー、ウエリントン・マネージメント香港リミテッドおよびウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッドに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記の（イ）から（ヘ）までのような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類（約款第19条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- ① 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
- ② 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

b. 運用の指図範囲等（約款第20条第1項から第3項）

- ① 委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたJA海外債券マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券ならびに第1号から第18号（下記1. から下記18. ）までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第10号（上記1. から上記10. ）の証券または証書の性質を有するもの
 12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で第17号（上記17.）の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号（上記1.）の証券または証書、第11号（上記11.）ならびに第13号（上記13.）の証券または証書のうち第1号（上記1.）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号（上記2. から上記6.）までの証券および第11号（上記11.）ならびに第13号（上記13.）の証券または証書のうち第2号から第6号（上記2. から上記6.）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、第1項（上記①）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号（上記②5.）の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項（上記①）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号（上記②1. から上記②6.）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

1. 運用体制

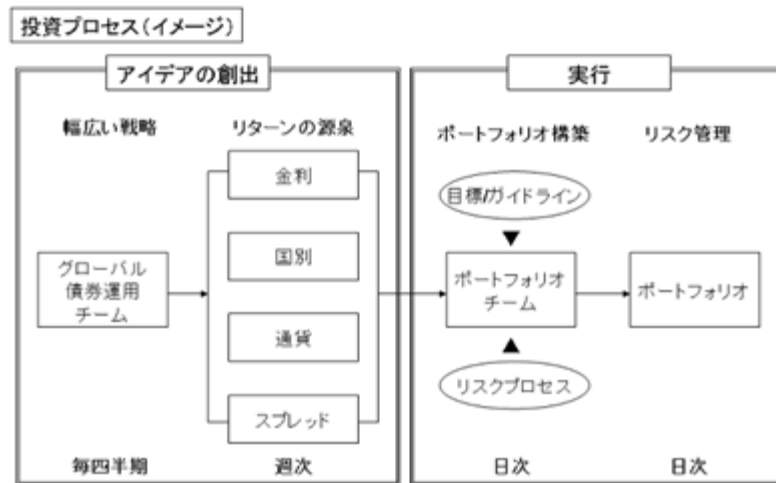
J A海外債券ファンド（隔月分配型）は、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。

J A海外債券ファンド（隔月分配型）は、J A海外債券マザーファンドを主要投資対象とします。

なお、同マザーファンドにおける外貨建資産・為替の運用は、ウェリントン・マネージメントに委託しています。

（1）ウェリントン・マネージメントの運用プロセス（外貨建資産・為替の運用）

ポートフォリオのデュレーション、国別配分、通貨配分、イールドカーブ、セクター配分、銘柄選択の6つのファクターに関し調査・戦略立案し、ポートフォリオ構築を行います。



(2) 当ファンドの運用プロセス

① ウェリントン・マネージメントによる運用計画の立案

当社は、毎月、ウェリントン・マネージメントに対して、上記プロセスに基づく外貨建資産・為替の運用に関する運用計画を立案させています。

② 全体の運用計画の立案

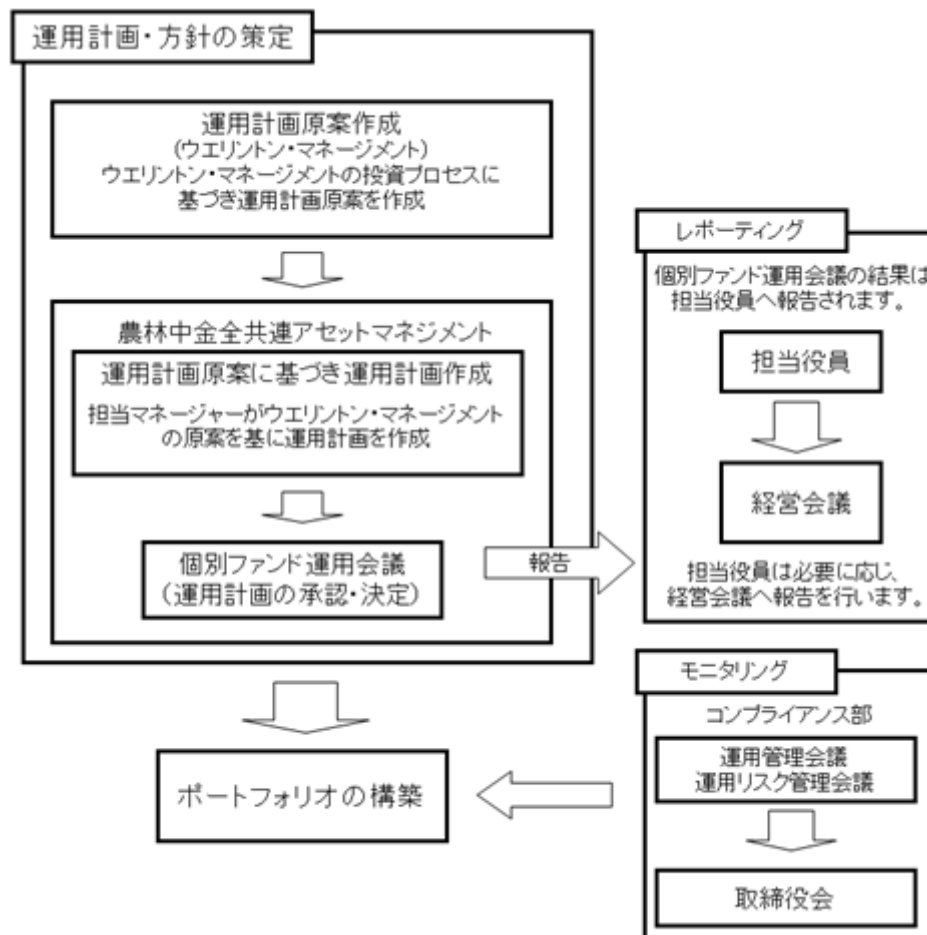
担当ファンドマネージャーは、投資信託約款および投資ガイドライン等に照らし、ウェリントン・マネージメントの運用計画案が適正であることを確認のうえ、ファンド全体としての運用計画を立案します。

③ 運用計画の決定

運用計画案は、個別ファンド運用会議において、議論されたうえ、決定されます。

④ 運用状況のモニタリング

運用計画、法令遵守等のモニタリングはコンプライアンス部が行い、運用管理会議においてモニタリング結果が報告されます。また、運用リスクのモニタリングおよびパフォーマンス分析はコンプライアンス部が行い、運用リスク管理会議においてモニタリング・分析結果が報告されます。



２．ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	45名程度 (うち 投資判断に携わる者 30名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

３．ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社およびJ A海外債券マザーファンドの外貨建資産・為替の運用の委託を行うウエリントン・マネージメントについて、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※ 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

ａ．収益分配方針（運用の基本方針 ３.収益分配方針）

毎決算時（原則として１、３、５、７、９、１１月の各１０日。各々休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は、利子・配当収入を中心に委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として安定した分配を継続的に行うことを目指します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b. 収益の分配方式（約款第45条）

① 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c. 収益分配金の支払い等

- ① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。
- ② 「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

a. 親投資信託への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

親投資信託の受益証券への投資割合には、制限を設けません。

b. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第20条第4項および第5項）

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

d. 投資する株式の範囲（約款第22条）

委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

e. 同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第23条）

- ① 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 第1項（上記①）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f. 信用取引の指図範囲（約款第25条）

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けをすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ② 第1項（上記①）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項（上記②）の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

g. 先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第26条）

- ① 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

h. スワップ取引の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第27条）

- ① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 第3項（上記③）において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

i. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第28条）

- ① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- j. デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）**
デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- k. 信用リスク集中回避のための投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）**
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- l. 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第29条）**
- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を第1号（下記1.）および第2号（下記2.）の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 第1項第1号（上記①1.）および第2号（上記①2.）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- m. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第30条）**
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- n. 外国為替予約の指図（約款第31条）**
- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ② 第1項（上記①）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 第2項（上記②）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- o. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図（約款第36条）**
委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- p. 再投資の指図（約款第37条）**

委託者は、約款第36条（上記○.）の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

q. 資金の借入れ（約款第38条）

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

r. デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

s. 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

〔参考〕

「JA海外債券マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス（除く日本）を上回る投資成果を目指します。

② 運用にあたりましては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー、ウエリントン・マネージメント香港リミテッドおよびウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッドに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則としてファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により、割安銘柄の発掘および投資ならびに各通貨間での為替運用を行い、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス（除く日本）に対しての超過収益の獲得に努めます。また、投資対象とする公社債は、B B Bマイナス格相当以上の格付を有する投資適格債とし、格付の低下により投資不適格となった場合には、該当銘柄の流動性を考慮しつつ、速やかに売却するよう指図を行います。

なお、公社債等の主要投資証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

③ 組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。また、通貨に関して、外国為替の売買の予約取引を行うことにより、収益の追求に努めることもあります。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

⑤ スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 金利変動リスク

一般に、債券は市場金利の変動の影響を受け価格が変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

② 為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

③ 信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力（信用格付）が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落し、あるいは無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

⑤ 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（2）その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ベンチマークを中長期的に上回る成果を目指しますが、仮にファンドがベンチマークを上回る成果を上げていたとしてもベンチマーク自体が下落している場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

実質的な外貨建資産について原則として為替ヘッジ[※]を行わないことから、基準価額は大きく変動することもあります。

- 当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※ 「為替ヘッジ」とは、「為替変動リスク」を軽減するために行う外国為替取引を意味します。

（３）投資リスクに対する管理体制

① フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、国別配分・通貨配分等のリスク配分の分散状況を管理しています。また、投資ガイドラインや個別ファンド運用会議で決められた投資方針の範囲内となるよう、管理を行っています。

② ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

〔運用管理会議〕

原則として月１回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

〔運用リスク管理会議〕

原則として月１回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※ 投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

〔参考情報〕

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

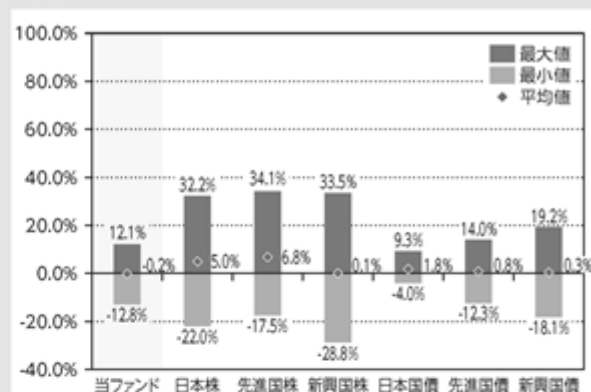


*2015年7月～2020年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



*2015年7月～2020年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

日本株・・・ 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・ MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込み、円ベース)

新興国株・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)

日本国債・・・ NOMURA-BPI国債

先進国債・・・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・ FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

●「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

- ※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。
- ※ 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。
- ※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）が差し引かれます。

- ※ 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

- ① 委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.32%（税抜1.20%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.65%	0.50%	0.05%	1.20%

- ※ 信託報酬の委託者への配分は、委託した資金の運用への対価です。
- ※ 信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。
- ※ 信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。
- ③ 運用の指図範囲等（約款第20条）に規定する親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記①に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。
- ④ 上記③に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.5%以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用[※]（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※ 監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約金または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入の指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ④ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%[※]、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%[※]、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%[※]、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<個別元本について>

- ① 追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合にはコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照ください。）

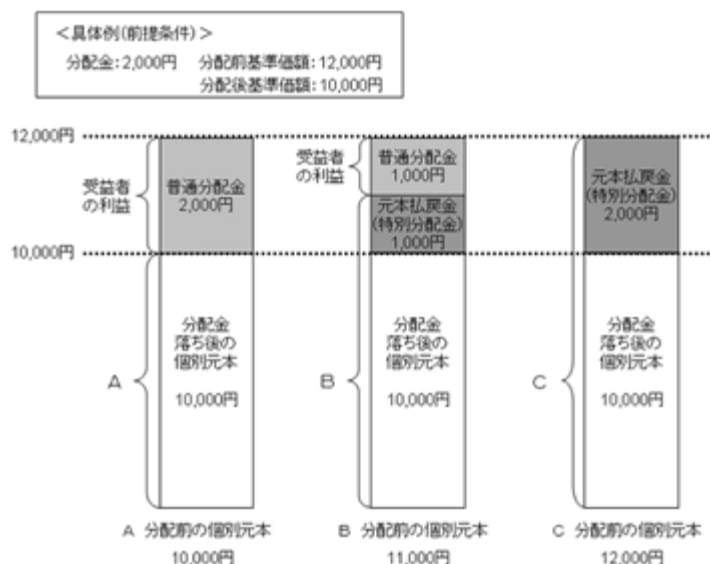
＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜収益分配時の個別元本のイメージ図＞



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

（注意）

- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっていません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2020年6月30日現在）が変更になることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2020年 6月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

J A 海外債券ファンド（隔月分配型）**（１）【投資状況】**

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	98,808,259	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	446,754	0.45
合計(純資産総額)		99,255,013	100.00

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****イ. 評価額上位銘柄明細**

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J A 海外債券マザーファンド	32,169,383	2.9783	95,812,109	3.0715	98,808,259	99.55

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.55
合計	99.55

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9特定期間末 (2010年11月10日)	242,867,228	244,163,439	7,495	7,535
第10特定期間末 (2011年 5月10日)	231,048,196	232,317,354	7,282	7,322
第11特定期間末 (2011年11月10日)	214,032,275	215,247,548	7,045	7,085
第12特定期間末 (2012年 5月10日)	219,474,892	220,080,632	7,246	7,266
第13特定期間末 (2012年11月12日)	212,038,198	212,618,196	7,312	7,332
第14特定期間末 (2013年 5月10日)	238,775,707	239,282,420	9,424	9,444
第15特定期間末 (2013年11月11日)	200,201,900	200,645,144	9,033	9,053
第16特定期間末 (2014年 5月12日)	176,808,560	177,175,001	9,650	9,670

第17特定期間末	(2014年11月10日)	163,481,068	163,792,117	10,512	10,532
第18特定期間末	(2015年 5月11日)	149,200,144	149,481,245	10,615	10,635
第19特定期間末	(2015年11月10日)	136,673,557	136,933,831	10,502	10,522
第20特定期間末	(2016年 5月10日)	123,624,037	123,878,943	9,700	9,720
第21特定期間末	(2016年11月10日)	112,369,638	112,617,084	9,082	9,102
第22特定期間末	(2017年 5月10日)	114,384,567	114,623,648	9,569	9,589
第23特定期間末	(2017年11月10日)	112,561,036	112,788,717	9,888	9,908
第24特定期間末	(2018年 5月10日)	96,225,014	96,427,552	9,502	9,522
第25特定期間末	(2018年11月12日)	95,905,487	96,108,477	9,449	9,469
第26特定期間末	(2019年 5月10日)	96,651,142	96,856,580	9,409	9,429
第27特定期間末	(2019年11月11日)	98,094,099	98,299,237	9,564	9,584
第28特定期間末	(2020年 5月11日)	96,385,672	96,586,861	9,582	9,602
2019年 6月末日		98,240,762	—	9,550	—
7月末日		98,093,133	—	9,548	—
8月末日		98,683,001	—	9,610	—
9月末日		98,849,453	—	9,621	—
10月末日		99,424,222	—	9,698	—
11月末日		99,017,810	—	9,668	—
12月末日		98,694,353	—	9,695	—
2020年 1月末日		98,333,875	—	9,741	—
2月末日		99,398,420	—	9,839	—
3月末日		98,815,143	—	9,817	—
4月末日		96,758,551	—	9,623	—
5月末日		97,825,970	—	9,727	—
6月末日		99,255,013	—	9,861	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第9特定期間末	2010年 5月11日～2010年11月10日	120
第10特定期間末	2010年11月11日～2011年 5月10日	120
第11特定期間末	2011年 5月11日～2011年11月10日	120
第12特定期間末	2011年11月11日～2012年 5月10日	60
第13特定期間末	2012年 5月11日～2012年11月12日	60
第14特定期間末	2012年11月13日～2013年 5月10日	60
第15特定期間末	2013年 5月11日～2013年11月11日	60
第16特定期間末	2013年11月12日～2014年 5月12日	60
第17特定期間末	2014年 5月13日～2014年11月10日	60
第18特定期間末	2014年11月11日～2015年 5月11日	60
第19特定期間末	2015年 5月12日～2015年11月10日	60
第20特定期間末	2015年11月11日～2016年 5月10日	60
第21特定期間末	2016年 5月11日～2016年11月10日	60
第22特定期間末	2016年11月11日～2017年 5月10日	60
第23特定期間末	2017年 5月11日～2017年11月10日	60
第24特定期間末	2017年11月11日～2018年 5月10日	60
第25特定期間末	2018年 5月11日～2018年11月12日	60
第26特定期間末	2018年11月13日～2019年 5月10日	60
第27特定期間末	2019年 5月11日～2019年11月11日	60
第28特定期間末	2019年11月12日～2020年 5月11日	60

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第9特定期間末	2010年 5月11日～2010年11月10日	△4.1
第10特定期間末	2010年11月11日～2011年 5月10日	△1.2
第11特定期間末	2011年 5月11日～2011年11月10日	△1.6
第12特定期間末	2011年11月11日～2012年 5月10日	3.7
第13特定期間末	2012年 5月11日～2012年11月12日	1.7
第14特定期間末	2012年11月13日～2013年 5月10日	29.7
第15特定期間末	2013年 5月11日～2013年11月11日	△3.5
第16特定期間末	2013年11月12日～2014年 5月12日	7.5
第17特定期間末	2014年 5月13日～2014年11月10日	9.6
第18特定期間末	2014年11月11日～2015年 5月11日	1.6
第19特定期間末	2015年 5月12日～2015年11月10日	△0.5
第20特定期間末	2015年11月11日～2016年 5月10日	△7.1
第21特定期間末	2016年 5月11日～2016年11月10日	△5.8
第22特定期間末	2016年11月11日～2017年 5月10日	6.0
第23特定期間末	2017年 5月11日～2017年11月10日	4.0
第24特定期間末	2017年11月11日～2018年 5月10日	△3.3
第25特定期間末	2018年 5月11日～2018年11月12日	0.1
第26特定期間末	2018年11月13日～2019年 5月10日	0.2
第27特定期間末	2019年 5月11日～2019年11月11日	2.3
第28特定期間末	2019年11月12日～2020年 5月11日	0.8

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第9特定期間末	2010年 5月11日～2010年11月10日	5,673,681	179,304,494	324,052,770
第10特定期間末	2010年11月11日～2011年 5月10日	9,311,639	16,074,694	317,289,715
第11特定期間末	2011年 5月11日～2011年11月10日	4,738,494	18,209,952	303,818,257
第12特定期間末	2011年11月11日～2012年 5月10日	3,562,221	4,510,222	302,870,256
第13特定期間末	2012年 5月11日～2012年11月12日	3,736,066	16,607,247	289,999,075
第14特定期間末	2012年11月13日～2013年 5月10日	3,066,150	39,708,611	253,356,614
第15特定期間末	2013年 5月11日～2013年11月11日	3,049,292	34,783,548	221,622,358
第16特定期間末	2013年11月12日～2014年 5月12日	1,735,853	40,137,283	183,220,928
第17特定期間末	2014年 5月13日～2014年11月10日	1,282,273	28,978,212	155,524,989
第18特定期間末	2014年11月11日～2015年 5月11日	1,053,137	16,027,248	140,550,878
第19特定期間末	2015年 5月12日～2015年11月10日	965,110	11,378,952	130,137,036
第20特定期間末	2015年11月11日～2016年 5月10日	755,730	3,439,337	127,453,429
第21特定期間末	2016年 5月11日～2016年11月10日	890,906	4,621,146	123,723,189
第22特定期間末	2016年11月11日～2017年 5月10日	942,405	5,125,078	119,540,516
第23特定期間末	2017年 5月11日～2017年11月10日	673,424	6,373,021	113,840,919
第24特定期間末	2017年11月11日～2018年 5月10日	448,911	13,020,393	101,269,437
第25特定期間末	2018年 5月11日～2018年11月12日	576,182	350,138	101,495,481
第26特定期間末	2018年11月13日～2019年 5月10日	1,599,697	375,848	102,719,330
第27特定期間末	2019年 5月11日～2019年11月11日	551,216	701,077	102,569,469
第28特定期間末	2019年11月12日～2020年 5月11日	563,935	2,538,701	100,594,703

(参考)

J A海外債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	8,845,337,189	45.21
	カナダ	292,430,463	1.49
	メキシコ	96,227,675	0.49
	ドイツ	1,248,818,563	6.38
	イタリア	1,841,222,628	9.41
	フランス	1,962,643,008	10.03
	オランダ	338,220,562	1.73
	スペイン	1,252,343,903	6.40
	ベルギー	434,057,019	2.22
	オーストリア	246,707,641	1.26
	フィンランド	107,197,083	0.55
	アイルランド	111,260,581	0.57
	イギリス	1,046,150,071	5.35
	スウェーデン	40,019,255	0.20
	ノルウェー	41,001,629	0.21
	デンマーク	83,221,945	0.43
	ポーランド	77,630,958	0.40
	オーストラリア	476,671,072	2.44
	ニュージーランド	11,245,663	0.06
	シンガポール	125,227,251	0.64
	小計	18,677,634,159	95.47
特殊債券	ドイツ	24,012,356	0.12
社債券	アメリカ	452,334,540	2.31
	カナダ	35,660,318	0.18
	小計	487,994,858	2.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	373,955,885	1.91
合計(純資産総額)		19,563,597,258	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	6,839,943,152	34.96
	売建	—	6,845,810,603	△34.99

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.75 220430	14,919,000	10,810.63	1,612,838,129	11,086.69	1,654,024,491	1.75	2022/4/30	8.45
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.5 240515	12,696,000	11,184.48	1,419,982,774	11,722.61	1,488,303,355	2.5	2024/5/15	7.61
3	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.375 290515	7,787,000	11,986.07	933,355,660	12,449.01	969,405,169	2.375	2029/5/15	4.96
4	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.375 240815	6,945,000	11,148.93	774,293,549	11,721.35	814,048,001	2.375	2024/8/15	4.16
5	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.5 250331	7,368,000	10,864.79	800,517,991	10,889.31	802,324,741	0.5	2025/3/31	4.10
6	ドイツ	国債証券	OBL 0 250411	4,720,000	12,552.90	592,496,935	12,525.26	591,192,549	0	2025/4/11	3.02
7	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.0 480215	3,828,000	12,798.98	489,945,263	14,818.45	567,250,582	3	2048/2/15	2.90
8	ドイツ	国債証券	OBL 0 241018	4,005,000	12,489.93	500,221,911	12,485.98	500,063,799	0	2024/10/18	2.56
9	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.5 300215	4,106,000	11,586.69	475,749,755	11,662.01	478,842,231	1.5	2030/2/15	2.45
10	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.375 230831	3,893,000	10,679.18	415,740,820	11,181.39	435,291,585	1.375	2023/8/31	2.23
11	フランス	国債証券	OAT 0 230225	3,531,000	12,331.99	435,442,849	12,297.99	434,242,335	0	2023/2/25	2.22
12	イタリア	国債証券	BTPS 1.85 250701	3,073,000	12,183.18	374,389,209	12,759.36	392,095,192	1.85	2025/7/1	2.00
13	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.5 360215	2,317,000	14,634.32	339,077,292	16,537.24	383,168,024	4.5	2036/2/15	1.96
14	フランス	国債証券	OAT 0 250325	2,614,000	12,393.00	323,953,149	12,415.72	324,547,108	0	2025/3/25	1.66
15	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 440215	2,022,000	13,648.04	275,963,541	15,844.09	320,367,549	3.625	2044/2/15	1.64
16	イタリア	国債証券	BTPS 1.35 220415	2,445,000	12,240.09	299,270,209	12,378.10	302,644,673	1.35	2022/4/15	1.55
17	イギリス	国債証券	GILT 4.25 461207	1,191,000	22,813.91	271,713,692	24,989.39	297,623,734	4.25	2046/12/7	1.52
18	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.0 500215	2,379,000	12,400.28	295,002,758	12,398.51	294,960,709	2	2050/2/15	1.51
19	スペイン	国債証券	SPA GOVT 1.25 301031	2,185,000	12,133.71	265,121,589	13,069.30	285,564,258	1.25	2030/10/31	1.46
20	フランス	国債証券	OAT 0.5 290525	2,186,000	12,925.37	282,548,716	12,921.36	282,461,082	0.5	2029/5/25	1.44
21	フランス	国債証券	OAT 0 291125	2,130,000	12,236.95	260,647,039	12,338.10	262,801,539	0	2029/11/25	1.34
22	オーストラリア	国債証券	AUD GOV 3.25 290421	2,715,000	8,878.16	241,042,255	8,918.28	242,131,405	3.25	2029/4/21	1.24
23	イタリア	国債証券	BTPS 1.65 301201	1,945,000	12,067.46	234,712,121	12,444.60	242,047,516	1.65	2030/12/1	1.24
24	スペイン	国債証券	SPA GOVT 0.05 211031	1,900,000	12,226.65	232,306,510	12,185.41	231,522,953	0.05	2021/10/31	1.18
25	イタリア	国債証券	BTPS 0.05 230115	1,889,000	12,030.76	227,261,065	12,065.42	227,915,940	0.05	2023/1/15	1.17
26	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.375 391115	1,309,000	14,844.97	194,320,683	16,998.93	222,516,002	4.375	2039/11/15	1.14
27	フランス	国債証券	OAT 3.25 450525	1,021,000	20,002.65	204,227,078	20,079.47	205,011,402	3.25	2045/5/25	1.05
28	スペイン	国債証券	SPA GOVT 4.65 250730	1,305,000	15,284.77	199,466,326	15,046.61	196,358,281	4.65	2025/7/30	1.00
29	スペイン	国債証券	SPA GOVT 0 250131	1,519,000	12,034.02	182,796,765	12,186.58	185,114,164	0	2025/1/31	0.95
30	イギリス	国債証券	GILT 4.25 401207	814,000	20,787.24	169,208,143	22,664.24	184,486,957	4.25	2040/12/7	0.94

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	95.47
特殊債券	0.12
社債券	2.49
合計	98.09

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (％)
為替予約取引	米ドル	買建	31,156,002.17	3,351,267,314	3,356,198,033	17.16
	カナダドル	買建	2,067,999.10	164,427,975	162,926,968	0.83
	メキシコペソ	買建	20,470,000.00	98,474,298	94,980,800	0.49
	ユーロ	買建	8,194,274.58	996,489,349	992,198,031	5.07
	英ポンド	買建	8,286,000.00	1,102,968,207	1,097,822,760	5.61
	スイスフラン	買建	3,449,000.00	386,214,499	390,495,780	2.00
	スウェーデンクローネ	買建	8,946,000.00	103,034,625	103,326,300	0.53
	ノルウェークローネ	買建	7,407,000.00	84,939,192	82,439,910	0.42
	デンマーククローネ	買建	1,264,000.00	20,360,429	20,540,000	0.10
	ポーランドズロチ	買建	3,044,000.00	81,953,205	82,705,480	0.42
	オーストラリアドル	買建	2,909,000.00	217,118,430	214,887,830	1.10
	ニュージーランドドル	買建	388,000.00	26,372,848	26,803,040	0.14
	シンガポールドル	買建	2,777,000.00	212,824,079	214,618,220	1.10
	米ドル	売建	32,505,385.23	3,495,177,136	3,501,514,039	△17.90
	カナダドル	売建	1,533,999.55	121,492,844	120,863,824	△0.62
	メキシコペソ	売建	10,235,000.00	48,309,200	47,592,750	△0.24
	ユーロ	売建	9,632,000.00	1,157,259,190	1,166,306,580	△5.96
	英ポンド	売建	6,593,000.00	884,900,420	873,551,050	△4.47
	スイスフラン	売建	3,449,000.00	393,772,330	390,495,780	△2.00
	スウェーデンクローネ	売建	7,088,000.00	80,395,120	81,866,400	△0.42
	ノルウェークローネ	売建	7,407,000.00	82,908,030	82,439,910	△0.42
	デンマーククローネ	売建	632,000.00	10,181,520	10,270,000	△0.05
	ポーランドズロチ	売建	1,522,000.00	41,033,120	41,352,740	△0.21
	オーストラリアドル	売建	4,242,000.00	316,699,270	313,343,210	△1.60
	ニュージーランドドル	売建	598,000.00	40,746,000	41,307,740	△0.21
	シンガポールドル	売建	2,263,000.00	173,570,270	174,906,580	△0.89

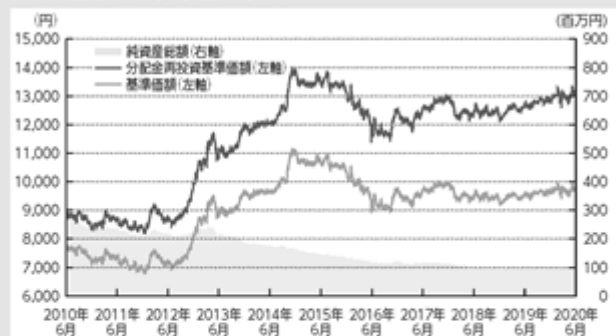
(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

<参考情報>

交付目論見書の運用実績（2020年6月末現在）

2020年6月末現在

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
77期 2019年 9月 10日	20円
78期 2019年 11月 11日	20円
79期 2020年 1月 10日	20円
80期 2020年 3月 10日	20円
81期 2020年 5月 11日	20円
設定来累計	2,640円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

JA海外債券ファンド(隔月分配型)

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA海外債券マザーファンド	99.5
短期資産等	0.5

JA海外債券マザーファンド

《組入上位銘柄》

	銘柄名	国名	通貨	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	T-NOTE 1.75 220430	アメリカ	米ドル	1.75	2022/ 4/30	8.5	国債
2	T-NOTE 2.5 240515	アメリカ	米ドル	2.5	2024/ 5/15	7.6	国債
3	T-NOTE 2.375 290515	アメリカ	米ドル	2.375	2029/ 5/15	5.0	国債
4	T-NOTE 2.375 240815	アメリカ	米ドル	2.375	2024/ 8/15	4.2	国債
5	T-NOTE 0.5 250331	アメリカ	米ドル	0.5	2025/ 3/31	4.1	国債
6	OBL 0 250411	ドイツ	ユーロ	0	2025/ 4/11	3.0	国債
7	T-BOND 3.0 480215	アメリカ	米ドル	3.0	2048/ 2/15	2.9	国債
8	OBL 0 241018	ドイツ	ユーロ	0	2024/10/18	2.6	国債
9	T-NOTE 1.5 300215	アメリカ	米ドル	1.5	2030/ 2/15	2.4	国債
10	T-NOTE 1.375 230831	アメリカ	米ドル	1.375	2023/ 8/31	2.2	国債

《組入上位通貨》

	通貨	組入比率(%)
1	米ドル	47.8
2	ユーロ	38.0
3	英ポンド	6.5
4	オーストラリアドル	2.1
5	カナダドル	1.9

《組入上位国》

	国名	組入比率(%)
1	アメリカ	47.5
2	フランス	10.0
3	イタリア	9.4
4	ドイツ	6.5
5	スペイン	6.4

・組入比率は、各ファンドの純資産総額に対する比率です。

・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・2020年は1月から6月までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。

※ 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

（イ）当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

（ロ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、取得申込の受け付けを行いません。申込受付不可日については、委託者または販売会社にお問い合わせください。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。

（ニ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「J A海外債券ファンド（隔月分配型）累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ホ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（3）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

（4）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（５）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

２【換金（解約）手続等】

（１）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）一部解約の受付時間は、原則として午後３時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）※

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

※ 信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。申込受付不可日については、委託者または販売会社にお問い合わせください。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（２）に準じて計算された価額とします。

（二）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

（２）解約価額

解約価額^{※１}は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額^{※２}（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

※１ 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.20%）

※２ 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（３）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ａ．基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第８条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

また、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

なお、基準価額は、便宜上、１万口当りに換算した価額で表示することがあります。

ｂ．主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
公社債等	原則として時価により評価しております。 時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） ③価格情報会社の提供する価額 （注）残存期間が１年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

ｃ．基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「外債隔月」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】**信託期間（約款第４条）**

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第49条第８項、第50条第１項、第51条第１項、第52条第１項および第54条第２項の規定による信託契約終了の日まで）とします。

（４）【計算期間】**信託の計算期間（約款第41条）**

- a. この信託の計算期間は、毎年１月11日から３月10日まで、３月11日から５月10日まで、５月11日から７月10日まで、７月11日から９月10日まで、９月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年１月10日までとすることを原則とします。ただし、第１期の計算期間は2006年10月16日から2007年１月10日までとします。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、上記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第４条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】**a. 信託期間の終了**

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の一部解約（約款第49条第８項から第13項）

- ① 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が５億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約の解約（約款第50条）

- ① 委託者は、約款第４条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、

この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ハ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第51条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

(二) 委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い（約款第52条）

- ① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 上記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第55条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第54条）

- ① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第55条の規定に従い、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第51条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第55条の規定に従います。

(ロ) 信託約款の変更（約款第55条）

- ① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。
ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. その他の契約の変更

<募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

<運用の権限委託に関する契約>

親投資信託の運用における投資顧問会社との投資運用委託契約は、親投資信託の信託期間終了まで継続します。

ただし、委託者、投資顧問会社が法令等に違反したとき、重大な契約違反を行ったとき、その他契約を継続することが困難となった場合には、相手方に通知を行うことにより契約の終了又は契約内容の変更を行うことができます。

上記の終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、6ヵ月毎（毎年5月、11月。）に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<有価証券報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき、有価証券報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき、臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第53条）

- ① 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 公告（約款第57条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第58条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日）までに毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始するものとします。
- ② 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 上記①の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 上記③に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ① 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ② 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

（注）ただし、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

- ① 一部解約金は、約款第49条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ② 一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（二）反対者の買取請求権（約款第56条）

- ① 約款第49条もしくは約款第50条に規定する信託契約の解約または約款第55条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第49条第10項、約款第50条第3項または約款第55条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属

する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ② 上記①の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

（ホ）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月（特定期間）毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2019年11月12日から2020年 5月11日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

JA 海外債券ファンド（隔月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2019年11月11日現在	当期 2020年 5月11日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	26,709	-
コール・ローン	73,283	624,371
親投資信託受益証券	98,419,639	96,180,920
流動資産合計	98,519,631	96,805,291
資産合計	98,519,631	96,805,291
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	205,138	201,189
未払受託者報酬	9,164	9,083
未払委託者報酬	210,712	208,830
その他未払費用	518	517
流動負債合計	425,532	419,619
負債合計	425,532	419,619
純資産の部		
元本等		
元本	102,569,469	100,594,703
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,475,370	△4,209,031
（分配準備積立金）	10,859,556	10,530,672
元本等合計	98,094,099	96,385,672
純資産合計	98,094,099	96,385,672
負債純資産合計	98,519,631	96,805,291

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2019年 5月11日 至 2019年11月11日	当期 自 2019年11月12日 至 2020年 5月11日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,848,842	1,436,088
営業収益合計	2,848,842	1,436,088
営業費用		
支払利息	-	85
受託者報酬	26,903	26,843
委託者報酬	618,772	617,340
その他費用	1,529	1,524
営業費用合計	647,204	645,792
営業利益又は営業損失（△）	2,201,638	790,296
経常利益又は経常損失（△）	2,201,638	790,296
当期純利益又は当期純損失（△）	2,201,638	790,296
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,585	1,740
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△6,068,188	△4,475,370
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,331	101,927
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,331	101,927
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,306	18,091
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,306	18,091
分配金	616,430	606,053
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,475,370	△4,209,031

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他	前特定期間末及び当特定期間末に該当する日が休業日のため、当特定期間は2019年11月12日から2020年 5月11日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2019年11月11日現在	当期 2020年 5月11日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	102,719,330円	102,569,469円
	期中追加設定元本額	551,216円	563,935円
	期中一部解約元本額	701,077円	2,538,701円
2.	特定期間の末日における受益権の総数	102,569,469口	100,594,703口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	4,475,370円	4,209,031円
4.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.9564円 (9,564円)	0.9582円 (9,582円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 2019年 5月11日 至 2019年11月11日	当期 自 2019年11月12日 至 2020年 5月11日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額	親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。	同左
2. 分配金の計算過程	第76期 自 2019年 5月11日 至 2019年 7月10日 計算期間末における費用控除後の配当等収益(304,815円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,270,363円)及び分配準備積立金(10,935,110円)より、分配対象収益は12,510,288円(一万口当たり1,215.63円)であり、うち205,823円(一万口当たり20円)を分配いたしました。 第77期 自 2019年 7月11日 至 2019年 9月10日 計算期間末における費用控除後の配当等収益(217,821円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,288,895円)及び分配準備積立金(10,995,420円)より、分配対象収益は12,502,136円(一万口当たり1,216.93円)であり、うち205,469円(一万口当たり20円)を分配いたしました。 第78期 自 2019年 9月11日 至 2019年11月11日 計算期間末における費用控除後の配当等収益(91,996円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,305,081円)及び分配準備積立金(10,972,698円)より、分配対象収益は12,369,775円(一万口当たり1,205.99円)であり、うち205,138円(一万口当たり20円)を分配いたしました。	第79期 自 2019年11月12日 至 2020年 1月10日 計算期間末における費用控除後の配当等収益(231,783円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,314,983円)及び分配準備積立金(10,765,469円)より、分配対象収益は12,312,235円(一万口当たり1,208.94円)であり、うち203,686円(一万口当たり20円)を分配いたしました。 第80期 自 2020年 1月11日 至 2020年 3月10日 計算期間末における費用控除後の配当等収益(237,341円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,318,693円)及び分配準備積立金(10,643,611円)より、分配対象収益は12,199,645円(一万口当たり1,212.82円)であり、うち201,178円(一万口当たり20円)を分配いたしました。 第81期 自 2020年 3月11日 至 2020年 5月11日 計算期間末における費用控除後の配当等収益(72,129円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,340,063円)及び分配準備積立金(10,659,732円)より、分配対象収益は12,071,924円(一万口当たり1,200.06円)であり、うち201,189円(一万口当たり20円)を分配いたしました。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2019年 5月11日 至 2019年11月11日	当期 自 2019年11月12日 至 2020年 5月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2019年11月11日現在	当期 2020年 5月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期(自2019年 5月11日 至2019年11月11日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△50,833
合計	△50,833

当期(自2019年11月12日 至2020年 5月11日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△1,045,469
合計	△1,045,469

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	J A海外債券マザーファンド	32,292,815	96,180,920	
合計		32,292,815	96,180,920	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「J A 海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「J A 海外債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2019年11月11日現在	2020年 5月11日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	397,310,641	1,133,865,514
金銭信託	25,229,224	-
コール・ローン	69,224,471	96,778,453
国債証券	17,581,290,993	17,585,148,680
特殊債券	24,529,731	22,776,462
社債券	469,562,158	461,194,120
派生商品評価勘定	20,689,454	34,331,690
未収入金	461,886,986	455,770,922
未収利息	79,574,201	87,662,815
前払費用	29,011,392	14,384,355
流動資産合計	19,158,309,251	19,891,913,011
資産合計	19,158,309,251	19,891,913,011
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	15,206,789	26,362,532
未払金	120,390,585	1,014,147,573
未払解約金	10,359	-
未払利息	132	72
その他未払費用	443	62
流動負債合計	135,608,308	1,040,510,239
負債合計	135,608,308	1,040,510,239
純資産の部		
元本等		
元本	6,480,920,984	6,329,288,161
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	12,541,779,959	12,522,114,611
元本等合計	19,022,700,943	18,851,402,772
純資産合計	19,022,700,943	18,851,402,772
負債純資産合計	19,158,309,251	19,891,913,011

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） ③価格情報会社の提供する価額
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5.その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2019年11月11日現在	2020年 5月11日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2019年 5月11日	2019年11月12日
	同期首元本額	6,593,198,306円	6,480,920,984円
	同期中追加設定元本額	13,120,639円	11,993,995円
	同期中一部解約元本額	125,397,961円	163,626,818円
	元本の内訳		
	J A 海外債券ファンド	88,605,798円	84,727,752円
	J A 資産設計ファンド（安定型）	12,249,072円	12,040,764円
	J A 資産設計ファンド（成長型）	32,213,588円	26,700,893円
	J A 資産設計ファンド（積極型）	27,707,562円	23,528,962円
	J A 海外債券ファンド（隔月分配型）	33,530,812円	32,292,815円
	NZAM 内外資産分散私募ファンド（適格機関投資家専用）	172,758,179円	156,105,408円
	J A 海外債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	5,070,571,563円	5,053,890,579円
	J A グローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	1,043,284,410円	940,000,988円
	合計	6,480,920,984円	6,329,288,161円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	6,480,920,984口	6,329,288,161口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.9352円 (29,352円)	2.9784円 (29,784円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年 5月11日 至 2019年11月11日	自 2019年11月12日 至 2020年 5月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年11月11日現在	2020年 5月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（自 2019年 5月11日 至 2019年11月11日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△230,156,198
特殊債券	△29,846
社債券	△419,358
合計	△230,605,402

（自 2019年11月12日 至 2020年 5月11日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	498,006,675
特殊債券	△161,566
社債券	3,374,711
合計	501,219,820

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2019年11月11日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	1,892,151,385	—	1,895,047,401	2,896,016
	メキシコペソ	79,395,490	—	79,969,680	574,190
	ユーロ	694,993,546	—	691,167,240	△3,826,306
	英ポンド	500,774,219	—	498,691,325	△2,082,894
	スイスフラン	166,833,999	—	165,239,300	△1,594,699
	スウェーデン クローネ	143,808,384	—	143,313,750	△494,634
	ノルウェー クローネ	91,368,060	—	91,611,720	243,660
	デンマーク クローネ	10,307,468	—	10,168,880	△138,588
	ポーランド ズロチ	43,451,108	—	42,844,300	△606,808
	オーストラ リアドル	65,210,724	—	64,658,750	△551,974
	シンガポ ールドル	87,839,384	—	87,924,550	85,166
	南アフリ カランド	100,398,399	—	101,543,000	1,144,601
	売建				
	米ドル	1,984,380,781	—	1,986,534,638	△2,153,857
	カナダドル	6,329,622	—	6,311,242	18,380
	メキシコペソ	38,184,300	—	37,983,330	200,970
	ユーロ	287,425,920	—	285,376,980	2,048,940
	英ポンド	467,118,830	—	465,037,566	2,081,264
	スウェーデン クローネ	489,487,803	—	486,865,005	2,622,798
	オーストラ リアドル	162,755,360	—	161,609,500	1,145,860
	ニュージー ランドドル	394,203,720	—	390,251,520	3,952,200
	シンガポ ールドル	46,645,830	—	46,727,450	△81,620
合計		7,753,064,332	—	7,738,877,127	5,482,665

(2020年 5月11日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	2,237,948,899	—	2,238,427,448	478,549
	カナダドル	282,429,605	—	284,210,550	1,780,945
	メキシコペソ	44,210,920	—	46,057,500	1,846,580
	ユーロ	1,767,370,431	—	1,760,447,851	△6,922,580
	英ポンド	251,519,250	—	249,815,610	△1,703,640
	スイスフラン	271,025,152	—	269,953,270	△1,071,882
	スウェーデン クローネ	19,990,589	—	20,289,360	298,771
	ノルウェーク ローネ	15,228,767	—	15,665,860	437,093
	デンマークク ローネ	9,894,207	—	9,827,600	△66,607
	ポーランドズ ロチ	39,276,948	—	38,780,560	△496,388
	オーストラリ アドル	193,828,045	—	196,459,920	2,631,875
	ニュージーラ ンドドル	42,190,430	—	42,423,790	233,360
	シンガポール ドル	82,942,454	—	82,977,080	34,626
	売建				
	米ドル	3,019,906,798	—	3,008,599,417	11,307,381
	カナダドル	240,694,364	—	241,406,404	△712,040
	ユーロ	1,521,787,550	—	1,518,904,000	2,883,550
	英ポンド	141,889,660	—	141,708,270	181,390
	スウェーデン クローネ	57,474,900	—	57,111,600	363,300
	ノルウェーク ローネ	4,056,000	—	4,172,000	△116,000
	オーストラリ アドル	154,207,120	—	156,441,600	△2,234,480
	ニュージーラ ンドドル	73,816,975	—	74,925,830	△1,108,855
	シンガポール ドル	44,022,330	—	44,098,120	△75,790
合計		10,515,711,394	—	10,502,703,640	7,969,158

（注）時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	T-BOND 2.0 500215	1,086,000.00	1,248,518.15	
		T-BOND 2.75 471115	1,550,000.00	2,032,376.89	
		T-BOND 3.0 480215	4,814,000.00	6,604,018.00	
		T-BOND 3.125 480515	1,182,000.00	1,660,294.40	
		T-BOND 3.625 440215	2,022,000.00	2,962,624.89	
		T-BOND 4.375 391115	1,309,000.00	2,063,311.25	
		T-BOND 4.5 360215	2,317,000.00	3,551,435.96	
		T-NOTE 0.5 250331	5,358,000.00	5,403,208.12	
		T-NOTE 1.375 230831	4,063,000.00	4,215,044.77	
		T-NOTE 1.5 300215	180,000.00	193,893.75	
		T-NOTE 1.75 220430	14,919,000.00	15,385,800.59	
		T-NOTE 2.0 211231	2,778,000.00	2,860,471.87	
		T-NOTE 2.125 210815	2,971,000.00	3,043,882.19	
		T-NOTE 2.375 240815	6,945,000.00	7,554,857.81	
		T-NOTE 2.375 290515	8,539,000.00	9,831,190.61	
		T-NOTE 2.5 240515	13,116,000.00	14,274,409.05	
		国債証券 小計		73,149,000.00	82,885,338.30 (8,864,586,931)
	社債券	AT&T INC 2.8 210217	170,000.00	172,082.80	
		CVS HEALTH 3.35 210309	350,000.00	356,480.88	
		IBM 2.85 220513	630,000.00	655,087.79	
		JPMORGAN 220618	500,000.00	511,765.90	
		PNC 2.2 241101	525,000.00	544,107.74	
		SOUTHERN 2.75 200615	500,000.00	500,100.65	
		STARBUCKS 1.3 220507	215,000.00	216,055.22	
		TORONTO DOM 1.85 200911	330,000.00	331,605.91	
		VIACOM 4.5 210301	155,000.00	160,240.19	
		WFC 2.1 210726	425,000.00	429,070.56	
	社債券 小計		3,800,000.00	3,876,597.64 (414,602,117)	
米ドル小計		76,949,000.00	86,761,935.94 (9,279,189,048)		

カナダドル	国債証券	CAN GOV 0.75 210901	350,000.00	352,166.50	
		CAN GOV 1.0 270601	200,000.00	207,432.00	
		CAN GOV 1.25 300601	479,000.00	510,743.33	
		CAN GOV 1.5 260601	400,000.00	426,500.00	
		CAN GOV 2.25 250601	550,000.00	601,744.00	
		CAN GOV 3.5 451201	652,000.00	987,949.52	
		CAN GOV 5.75 330601	365,000.00	591,154.00	
カナダドル小計			2,996,000.00	3,677,689.35 (282,225,880)	
メキシコペソ	国債証券	MBONO 10.0 361120	5,163,400.00	6,889,576.25	
		MBONO 7.5 270603	9,240,700.00	10,268,081.02	
		MBONO 7.75 421113	3,129,000.00	3,399,032.70	
メキシコペソ小計			17,533,100.00	20,556,689.97 (93,121,805)	
ユーロ	国債証券	AUSTRIA 0.5 290220	345,000.00	365,023.80	
		AUSTRIA 0.75 510320	53,000.00	57,938.26	
		AUSTRIA 1.5 470220	114,000.00	147,698.40	
		AUSTRIA 2.1 1170920	62,000.00	117,087.74	
		AUSTRIA 2.4 340523	455,000.00	600,423.46	
		AUSTRIA 3.15 440620	105,000.00	176,059.80	
		AUSTRIA 3.65 220420	515,000.00	558,270.30	
		BELGIUM 0 2710220001	340,000.00	343,526.71	
		BELGIUM 0.5 241022	620,000.00	645,379.82	
		BELGIUM 0.8 250622	535,000.00	566,887.07	
		BELGIUM 1.25 330422	540,000.00	611,398.74	
		BELGIUM 1.7 500622	255,000.00	319,260.00	
		BELGIUM 2.25 570622	115,000.00	167,467.60	
		BELGIUM 4.25 410328	264,000.00	452,331.79	
		BELGIUM 5.0 350328	245,000.00	410,375.00	
		BTPS 0.05 230115	840,000.00	824,880.00	
		BTPS 1.35 220415	2,445,000.00	2,478,457.38	
		BTPS 1.35 300401	2,484,000.00	2,386,130.40	
		BTPS 1.85 250701	3,073,000.00	3,153,245.24	
		BTPS 2.45 500901	159,000.00	153,546.30	
		BTPS 2.8 670301	13,000.00	13,128.48	
		BTPS 3.1 400301	565,000.00	623,520.44	
		BTPS 3.35 350301	335,000.00	384,074.82	
		BTPS 3.5 300301	565,000.00	648,642.60	
		BTPS 3.75 240901	870,000.00	963,612.00	

BTPS 3.85 490901	301,000.00	373,648.87	
BTPS 4.75 440901	495,000.00	684,564.80	
BTPS 5.0 400901	440,000.00	614,592.00	
BUND 1.25 480815	109,000.00	151,103.86	
BUND 2.5 460815	308,000.00	523,882.73	
FINNISH 0.5 290915	300,000.00	317,650.80	
FINNISH 1.375 470415	50,000.00	64,059.29	
FINNISH 2.0 240415	390,000.00	429,550.68	
IRISH 0.4 350515	224,000.00	219,681.10	
IRISH 1.1 290515	685,000.00	744,056.85	
IRISH 1.5 500515	116,000.00	134,229.40	
IRISH 1.7 370515	66,000.00	77,728.20	
NETHER 0 240115	724,000.00	741,635.69	
NETHER 0.25 250715	353,000.00	368,616.01	
NETHER 0.25 290715	617,000.00	650,194.60	
NETHER 0.5 400115	377,000.00	415,031.76	
NETHER 2.75 470115	170,000.00	292,451.68	
NETHER 4.0 370115	230,000.00	387,338.23	
OAT 0 210225	977,000.00	980,790.76	
OAT 0 230225	4,105,000.00	4,170,712.84	
OAT 0 250325	2,025,000.00	2,068,950.19	
OAT 0.5 290525	3,946,000.00	4,155,911.41	
OAT 1.75 390625	75,000.00	92,964.00	
OAT 2.0 480525	210,000.00	280,436.10	
OAT 3.25 450525	1,021,000.00	1,646,913.84	
OAT 4.0 550425	336,000.00	671,379.07	
OAT 4.5 410425	580,000.00	1,041,844.08	
OAT 4.75 350425	162,000.00	268,662.42	
OBL 0 241018	4,005,000.00	4,145,175.00	
OBL 0 250411	2,495,000.00	2,589,733.15	
PORTUGAL 5.65 240215	666,000.00	804,428.10	
SPA GOVT 0 230430	530,000.00	530,129.10	
SPA GOVT 0 250131	1,519,000.00	1,504,523.93	
SPA GOVT 0.05 211031	1,900,000.00	1,906,490.40	
SPA GOVT 1 501031	385,000.00	327,474.76	
SPA GOVT 1.25 301031	2,185,000.00	2,270,381.05	
SPA GOVT 2.35 330730	320,000.00	372,393.60	
SPA GOVT 3.45 660730	75,000.00	114,793.50	
SPA GOVT 4.65 250730	1,305,000.00	1,601,887.50	

		SPA GOVT 4.7 410730	395,000.00	634,573.03	
		SPA GOVT 4.9 400730	250,000.00	406,628.50	
	国債証券 小計		51,334,000.00	56,945,559.03 (6,605,684,847)	
	社債券	BAC 2.5 200727	400,000.00	401,655.20	
	社債券 小計		400,000.00	401,655.20 (46,592,003)	
ユーロ小計			51,734,000.00	57,347,214.23 (6,652,276,850)	
英ポンド	国債証券	GILT 0.125 230131	580,000.00	580,638.00	
		GILT 0.625 250607	956,000.00	982,351.18	
		GILT 0.875 291022	233,000.00	247,738.41	
		GILT 1.0 240422	806,000.00	836,434.56	
		GILT 1.5 470722	172,000.00	213,142.40	
		GILT 2.5 650722	676,000.00	1,251,635.08	
		GILT 3.5 680722	100,000.00	235,137.60	
		GILT 4.25 401207	814,000.00	1,402,540.55	
		GILT 4.25 461207	1,191,000.00	2,273,055.41	
英ポンド小計			5,528,000.00	8,022,673.19 (1,065,812,133)	
スウェーデン クロネ	国債証券	SWEDEN 2.25 320601	1,555,000.00	1,950,965.20	
		SWEDEN 2.5 250512	1,340,000.00	1,530,682.00	
スウェーデンクロネ小計			2,895,000.00	3,481,647.20 (38,019,587)	
ノルウェー クロネ	国債証券	NORWAY GOV 1.75 270217	1,745,000.00	1,924,944.40	
ノルウェークロネ小計			1,745,000.00	1,924,944.40 (20,096,419)	
デンマーク クロネ	国債証券	DENMARK 1.5 231115	2,210,000.00	2,367,838.20	
		DENMARK 4.5 391115	1,460,000.00	2,745,384.00	
デンマーククロネ小計			3,670,000.00	5,113,222.20 (79,510,605)	
ポーランド ズロチ	国債証券	POLGB 2.5 270725	820,000.00	879,643.52	
		POLGB 3.25 250725	1,750,000.00	1,941,765.00	
ポーランドズロチ小計			2,570,000.00	2,821,408.52 (71,945,917)	
	国債証券	AUD GOV 0.25 241121	600,000.00	597,233.69	
		AUD GOV 2.25 221121	445,000.00	467,658.55	

オーストラリアドル		AUD GOV 2.75 240421	679,000.00	744,311.65	
		AUD GOV 2.75 291121	181,000.00	212,187.22	
		AUD GOV 3.0 470321	1,335,000.00	1,703,821.11	
		AUD GOV 3.25 290421	690,000.00	834,103.11	
	国債証券 小計		3,930,000.00	4,559,315.33	
				(318,604,955)	
オーストラリアドル	特殊債券	KFW 2.4 200702	325,000.00	325,936.78	
			325,000.00	325,936.78	
	特殊債券 小計			(22,776,462)	
オーストラリアドル小計			4,255,000.00	4,885,252.11	
ニュージーランドドル	国債証券	NZDGOV 3 290420	285,000.00	345,040.95	
			285,000.00	345,040.95	
ニュージーランドドル小計				(22,638,136)	
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE 2.75 420401	155,000.00	199,795.00	
		SINGAPORE 3.0 240901	879,000.00	970,336.89	
		SINGAPORE 3.25 200901	450,000.00	454,045.00	
シンガポールドル小計			1,484,000.00	1,624,176.89	
				(122,901,465)	
合計				18,069,119,262	
				(18,069,119,262)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 16銘柄	47.0%	49.1%
	社債券 10銘柄	2.2%	2.3%
カナダドル	国債証券 7銘柄	1.5%	1.6%
メキシコペソ	国債証券 3銘柄	0.5%	0.5%
ユーロ	国債証券 66銘柄	35.0%	36.5%
	社債券 1銘柄	0.2%	0.3%
英ポンド	国債証券 9銘柄	5.7%	5.9%
スウェーデンクローネ	国債証券 2銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	0.1%	0.1%
デンマーククローネ	国債証券 2銘柄	0.4%	0.4%
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	0.4%	0.4%
オーストラリアドル	国債証券 6銘柄	1.7%	1.8%
	特殊債券 1銘柄	0.1%	0.1%
ニュージーランドドル	国債証券 1銘柄	0.1%	0.1%
シンガポールドル	国債証券 3銘柄	0.7%	0.7%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（2）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】****J A海外債券ファンド（隔月分配型）**

(2020年 6月30日現在)

I 資産総額	99,432,593円
II 負債総額	177,580円
III 純資産総額（I－II）	99,255,013円
IV 発行済口数	100,649,155口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	9,861円

(参考)

J A海外債券マザーファンド**純資産額計算書**

(2020年 6月30日現在)

I 資産総額	19,630,615,631円
II 負債総額	67,018,373円
III 純資産総額（I－II）	19,563,597,258円
IV 発行済口数	6,369,393,388口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	30,715円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（7）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2020年6月30日現在）

34億2千万円

発行する株式の総数：116,400株（普通株式101,400株、A種種類株式15,000株）

発行済株式総数：53,400株（普通株式38,400株、A種種類株式15,000株）

最近5年間における資本金の額の増減

・2012年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

（注）A種種類株式は議決権を有しません。

（2）委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

① 運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

② 運用の流れ

1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2020年6月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	272本	4,073,105百万円
公社債投資信託	68本	304,675百万円
合計	340本	4,377,780百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産	※ 1				
現金及び預金			10,953,987		1,500,057
分別金信託			100,000		100,000
有価証券			91,023		—
1年内償還予定のその他の関係					
会社有価証券			1,000,000		1,000,000
立替金			—		18,100,000
前払費用			116,844		124,580
未収委託者報酬			1,672,837		1,838,990
未収運用受託報酬			197,286		150,845
未収投資助言報酬			146,031		162,884
未収収益			1,546		989
その他			30,225		49,574
流動資産計				14,309,782	
固定資産	※ 2				
有形固定資産			148,382		160,681
建物		※ 2	95,253	98,910	
器具備品		※ 2	53,129	61,770	
無形固定資産			8,281		7,610
商標権			5,886	5,216	
電話加入権等			2,394	2,394	
投資その他の資産			5,244,866		4,303,635
投資有価証券			964,082	1,003,692	
その他の関係会社有価証券			4,000,000	3,000,000	
長期差入保証金			82,624	80,859	
長期前払費用			2,743	2,702	
会員権			6,700	6,700	
繰延税金資産			188,715	209,680	
固定資産計			5,401,530		4,471,926
資産合計			19,711,313		27,499,849

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
借入金			—		7,000,000
預り金			1,500,896		838,534
未払金			619,815		674,602
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		603,800		659,294	
その他未払金		12,868		12,161	
未払費用			125,004		152,123
未払法人税等			651,420		665,703
未払消費税等			98,144		137,084
賞与引当金			180,895		192,976
流動負債計			3,176,175		9,661,024
固定負債					
退職給付引当金			187,460		204,533
役員退任慰労引当金			59,600		45,400
固定負債計			247,060		249,933
負債合計			3,423,235		9,910,957
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,420,000		3,420,000
資本剰余金					
資本準備金		1,500,000		1,500,000	
資本剰余金計			1,500,000		1,500,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		11,256,010		12,619,519	
別途積立金		8,805,000		10,005,000	
繰越利益剰余金		2,451,010		2,614,519	
利益剰余金計			11,330,050		12,693,559
株主資本計			16,250,050		17,613,559
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			38,026		△ 24,667
評価・換算差額等計			38,026		△ 24,667
純資産合計			16,288,077		17,588,892
負債純資産合計			19,711,313		27,499,849

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			7,793,271		8,458,016
運用受託報酬			965,238		898,248
投資助言報酬			281,724		280,440
その他営業収益			593		—
営業収益計			9,040,826		9,636,704
営業費用					
支払手数料			1,704,583		1,614,335
広告宣伝費			37,891		15,912
調査費			1,160,822		1,357,718
調査費		540,390		580,513	
委託調査費		618,070		774,552	
図書費		2,361		2,652	
委託計算費			339,499		362,447
営業雑経費			84,914		110,063
通信費		21,031		21,707	
印刷費		41,155		58,336	
協会費		13,173		15,124	
諸会費		1,347		1,469	
その他営業雑経費		8,205		13,425	
営業費用計			3,327,712		3,460,477
一般管理費					
給料			1,336,594		1,403,962
役員報酬		88,362		84,469	
給料・手当		895,684		939,814	
賞与		156,753		176,302	
賞与引当金繰入額		180,895		192,976	
役員退任慰労引当金繰入額		14,900		10,400	
福利厚生費			170,844		184,734
交際費			18,673		21,211
旅費交通費			39,994		43,592
租税公課			93,387		103,638
不動産賃借料			169,149		174,195
賃借料			1,748		—
役員退任慰労金			—		3,750
退職給付費用			44,599		46,152
固定資産減価償却費			28,828		31,759
業務委託費			282,049		346,403
諸経費			142,172		160,019
一般管理費計			2,328,042		2,519,421
営業利益			3,385,071		3,656,806

		前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			9,268		7,701
有価証券利息	※ 1		8,193		5,681
受取利息			62		82
投資有価証券売却益			1,131		25,593
投資有価証券償還益			104		637
その他			132		564
営業外収益計			18,892		40,260
営業外費用					
支払利息	※ 1		4,391		3,925
投資有価証券売却損			28,297		1,036
投資有価証券償還損			146		—
その他			268		3,232
営業外費用計			33,103		8,193
経常利益			3,370,861		3,688,874
特別損失					
固定資産除却損	※ 2		0		13
特別損失計			0		13
税引前当期純利益			3,370,861		3,688,860
法人税、住民税及び事業税			1,040,431		1,145,683
法人税等調整額			△ 10,324		△ 11,686
法人税等合計			1,030,106		1,133,996
当期純利益			2,340,754		2,554,863

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,905,000	2,000,856	9,979,896	14,899,896
当期変動額								
剰余金の配当						△990,600	△990,600	△990,600
別途積立金の積立					900,000	△900,000	—	—
当期純利益						2,340,754	2,340,754	2,340,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	900,000	450,154	1,350,154	1,350,154
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	8,805,000	2,451,010	11,330,050	16,250,050

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	51,680	51,680	14,951,577
当期変動額			
剰余金の配当			△990,600
別途積立金の積立			—
当期純利益			2,340,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△13,653	△13,653	△13,653
当期変動額合計	△13,653	△13,653	1,336,500
当期末残高	38,026	38,026	16,288,077

当事業年度(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	8,805,000	2,451,010	11,330,050	16,250,050
当期変動額								
剰余金の配当						△1,191,355	△1,191,355	△1,191,355
別途積立金の積立					1,200,000	△1,200,000	—	—
当期純利益						2,554,863	2,554,863	2,554,863
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	1,200,000	163,508	1,363,508	1,363,508
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	10,005,000	2,614,519	12,693,559	17,613,559

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	38,026	38,026	16,288,077
当期変動額			
剰余金の配当			△1,191,355
別途積立金の積立			—
当期純利益			2,554,863
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△62,693	△62,693	△62,693
当期変動額合計	△62,693	△62,693	1,300,814
当期末残高	△24,667	△24,667	17,588,892

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
- (2) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 5～50年
器具備品 3～15年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
商標権 10年

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員退任慰労引当金
役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含ま れているものは次のとおりであります。 預金 10,848,776千円	※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含ま れているものは次のとおりであります。 預金 1,357,112千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 86,645千円 器具備品 105,592千円 合計 192,238千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 93,907千円 器具備品 126,749千円 合計 220,656千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対する ものは次のとおりであります。 有価証券利息 8,193千円 支払利息 4,391千円	※1 各科目に含まれている関係会社に対する ものは次のとおりであります。 有価証券利息 5,681千円 支払利息 3,925千円
※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 0千円 合計 0千円	※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 13千円 合計 13千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
A種種類株式（株）	15,000	—	—	15,000
合 計（株）	53,400	—	—	53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	969,600	25,250	2018年3月31日	2018年6月26日
	A種種類株式	21,000	1,400	2018年3月31日	2018年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,170,355	利益剰余金	30,478	2019年3月31日	2019年6月25日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	2019年3月31日	2019年6月25日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
A種種類株式（株）	15,000	—	—	15,000
合 計（株）	53,400	—	—	53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,170,355	30,478	2019年3月31日	2019年6月25日
	A種種類株式	21,000	1,400	2019年3月31日	2019年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,286,400	利益剰余金	33,500	2020年3月31日	2020年6月26日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	2020年3月31日	2020年6月26日

(リース取引関係)

前事業年度 2019年3月31日	当事業年度 2020年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,953,987	10,953,987	—
(2)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,055,106	1,055,106	—
(3)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	5,000,000	5,003,175	3,175
資産計	17,009,094	17,012,269	3,175

(*) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	10,953,697	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの	91,023	661,233	34,918	1,045
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	4,000,000	—	—
合計	12,044,720	4,661,233	34,918	1,045

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,500,057	1,500,057	—
(2)立替金	18,100,000	18,100,000	—
(3)未収委託者報酬	1,838,990	1,838,990	—
(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,003,692	1,003,692	—
(5)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	4,000,000	3,998,450	△1,550
資産計	26,442,739	26,441,189	△1,550
(1)短期借入金	7,000,000	7,000,000	—
負債計	7,000,000	7,000,000	—

(*) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 立替金、(3) 未収委託者報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 有価証券及び投資有価証券
投資信託の時価は、当期の決算日の基準価額によっております。
- (5) その他の関係会社有価証券
金融債の時価は、取引金融機関が提示する参考時価情報によっております。

負 債

- (1) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	1,499,843	—	—	—
未収委託者報酬	1,838,990	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期のあるもの	—	542,216	86,552	90,900
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	3,000,000	—	—
合計	4,338,833	3,542,216	86,552	90,900

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の返済日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	7,000,000	—	—	—	—	—
合計	7,000,000	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（2019年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	2,750,000	2,754,025	4,025
	小計	2,750,000	2,754,025	4,025
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	2,250,000	2,249,150	△850
	小計	2,250,000	2,249,150	△850
合計		5,000,000	5,003,175	3,175

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	662,842	573,533	89,308
	小計	662,842	573,533	89,308
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	392,264	426,739	△34,475
	小計	392,264	426,739	△34,475
合計		1,055,106	1,000,273	54,832

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	281,834	1,131	28,297
合計	281,834	1,131	28,297

当事業年度（2020年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	750,000	750,450	450
	小計	750,000	750,450	450
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	3,250,000	3,248,000	△2,000
	小計	3,250,000	3,248,000	△2,000
合計		4,000,000	3,998,450	△1,550

2. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	527,717	457,409	70,307
	小計	527,717	457,409	70,307
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	475,975	563,421	△87,446
	小計	475,975	563,421	△87,446
合計		1,003,692	1,020,831	△17,138

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	117,187	25,593	1,036
合計	117,187	25,593	1,036

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	179,077	187,460
退職給付費用	28,033	28,307
退職給付の支払額	△19,650	△11,234
退職給付引当金の期末残高	187,460	204,533

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	187,460	204,533
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	187,460	204,533
退職給付引当金	187,460	204,533
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	187,460	204,533

(3) 退職給付費用（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	28,033	28,307

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ソフトウェア償却超過額 51,625 敷金償却否認 3,960 会員権評価損否認 2,591 電話加入権評価損 1,395 賞与引当金 55,390 役員退任慰労引当金 18,249 退職給付引当金 57,400 その他有価証券評価差額金 10,556 未払事業税 35,833 その他 5,272 繰延税金資産小計 242,275 評価性引当額 △26,213 繰延税金資産合計 216,062 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △27,346 繰延税金負債合計 △27,346 繰延税金資産の純額 188,715 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ソフトウェア償却超過額 52,965 敷金償却否認 4,450 会員権評価損否認 2,591 電話加入権評価損 1,395 賞与引当金 59,089 役員退任慰労引当金 13,901 退職給付引当金 62,628 その他有価証券評価差額金 26,775 未払事業税 36,548 その他 5,978 繰延税金資産小計 266,324 評価性引当額 △35,115 繰延税金資産合計 231,208 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △21,528 繰延税金負債合計 △21,528 繰延税金資産の純額 209,680 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
8,136,568	904,257	9,040,826

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,741,003	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,153,935	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	604,053	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
8,768,245	868,459	9,636,704

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,913,159	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,433,389	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	587,396	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱等役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払(*)	4,391	短期借入金	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 資金の借入については、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱等役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払(*)	3,925	短期借入金	7,000,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 資金の借入については、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	345,496円81銭	379,372円18銭
1株当たり当期純利益金額	60,410円26銭	65,986円03銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額(千円)	2,340,754	2,554,863
普通株主に帰属しない金額(千円)	21,000	21,000
(うちA種種類株式配当額(千円))	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	2,319,754	2,533,863
普通株式の期中平均株式数(株)	38,400	38,400

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	16,288,077	17,588,892
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3,021,000	3,021,000
(うちA種種類株式払込金額(千円))	(3,000,000)	(3,000,000)
(うちA種種類株式配当額(千円))	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	13,267,077	14,567,892
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	38,400	38,400

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は「金融商品取引法」の定めるところにより利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （１）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について
該当事項はありません。

- （２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託者

① 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

② 資本金の額（2020年3月末日現在）

324,279百万円

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

① 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

② 資本金の額（2020年3月末日現在）

10,000百万円

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額(単位：百万円) (2020年3月末日現在)	③事業の内容
農林中央金庫	4,040,198	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
埼玉県信用農業協同組合連合会	139,440※	農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでおります。
東京都信用農業協同組合連合会	78,204※	
神奈川県信用農業協同組合連合会	194,885※	
長野県信用農業協同組合連合会	54,858※	
新潟県信用農業協同組合連合会	56,296※	
石川県信用農業協同組合連合会	17,468※	
岐阜県信用農業協同組合連合会	70,118※	
静岡県信用農業協同組合連合会	111,302※	
大阪府信用農業協同組合連合会	140,690※	
和歌山県信用農業協同組合連合会	51,799※	
福岡県信用農業協同組合連合会	32,382※	
きたそらち農業協同組合	3,396※	
仙台農業協同組合	3,434※	
みやぎ亘理農業協同組合	1,554※	
みやぎ登米農業協同組合	6,459※	
新みやぎ農業協同組合	2,941※	
いしのまき農業協同組合	4,497※	
みやぎ仙南農業協同組合	4,041※	
ふくしま未来農業協同組合	15,932※	
茨城みなみ農業協同組合	1,215※	
北つくば農業協同組合	3,382※	

高崎市農業協同組合	2,001※
さいたま農業協同組合	8,181※
あさか野農業協同組合	871※
いるま野農業協同組合	5,963※
埼玉中央農業協同組合	2,335※
くまがや農業協同組合	2,768※
ほくさい農業協同組合	3,181※
越谷市農業協同組合	1,568※
南彩農業協同組合	2,847※
埼玉みずほ農業協同組合	1,437※
さいかつ農業協同組合	1,864※
ふかや農業協同組合	1,613※
横浜農業協同組合	12,402※
セレサ川崎農業協同組合	2,516※
よこすか葉山農業協同組合	1,454※
さがみ農業協同組合	5,363※
湘南農業協同組合	1,998※
かながわ西湘農業協同組合	2,531※
厚木市農業協同組合	2,589※
相模原市農業協同組合	881※
神奈川つくい農業協同組合	850※
信州うえだ農業協同組合	4,273※
信州諏訪農業協同組合	6,454※
上伊那農業協同組合	8,124※
みなみ信州農業協同組合	4,519※
ながの農業協同組合	12,921※
にいがた南蒲農業協同組合	4,950※
十日町農業協同組合	2,815※
にいがた岩船農業協同組合	2,498※
加賀農業協同組合	1,966※
金沢中央農業協同組合	1,058※
ぎふ農業協同組合	7,218※
西美濃農業協同組合	4,658※
いび川農業協同組合	2,073※
めぐみの農業協同組合	4,704※
陶都信用農業協同組合	1,607※
東美濃農業協同組合	2,624※
飛騨農業協同組合	6,368※
伊豆太陽農業協同組合	1,818※
三島函南農業協同組合	1,049※
伊豆の国農業協同組合	913※
あいら伊豆農業協同組合	915※
南駿農業協同組合	3,158※
御殿場農業協同組合	1,234※
富士市農業協同組合	1,492※
富士宮農業協同組合	945※
清水農業協同組合	2,981※
静岡市農業協同組合	1,902※

大井川農業協同組合	3,433※
ハイナン農業協同組合	857※
掛川市農業協同組合	746※
遠州夢咲農業協同組合	3,579※
遠州中央農業協同組合	3,301※
とぴあ浜松農業協同組合	3,715※
三ヶ日町農業協同組合	297※
あいち尾東農業協同組合	1,192※
愛知北農業協同組合	747※
愛知東農業協同組合	971※
伊賀ふるさと農業協同組合	2,846※
北大阪農業協同組合	1,887※
茨木市農業協同組合	1,237※
大阪泉州農業協同組合	2,009※
いずみの農業協同組合	2,884※
堺市農業協同組合	1,187※
大阪南農業協同組合	3,822※
グリーン大阪農業協同組合	1,507※
大阪中河内農業協同組合	4,263※
北河内農業協同組合	2,635※
大阪市農業協同組合	1,919※
兵庫みらい農業協同組合	3,483※
たじま農業協同組合	4,526※
奈良県農業協同組合	9,389※
わかやま農業協同組合	4,466※
ながみね農業協同組合	2,006※
紀の里農業協同組合	3,586※
紀北川上農業協同組合	4,269※
ありだ農業協同組合	2,098※
紀州農業協同組合	3,667※
紀南農業協同組合	4,717※
みくまの農業協同組合	1,002※
鳥取いなば農業協同組合	6,061※
鳥取中央農業協同組合	3,875※
鳥取西部農業協同組合	5,133※
広島市農業協同組合	6,724※
山口県農業協同組合	2,362※
越智今治農業協同組合	6,417※
延岡農業協同組合	1,469※
沖縄県農業協同組合	22,037※

※出資金の額（2019年3月末日現在）

(3) 投資顧問会社

①名称	②資本金の額 (2019年12月末日現在)	③事業の内容
-----	--------------------------	--------

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	480.1百万米ドル	一任契約に基づくポートフォリオ運用業務およびポートフォリオ運用に関する助言業務も行っています
ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド	5.6百万米ドル	
ウエリントン・マネージメント香港リミテッド	3.1百万米ドル	

2【関係業務の概要】

（１）受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

（２）販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫^{（注）}と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

（注）農林中央金庫は本書提出日現在、新規の募集の取扱い・販売を中止しております。

（３）投資顧問会社

委託会社から、親投資信託における外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図、投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式を保有しており、持株比率は36.61%、議決権保有比率は50.91%です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

（注）委託者においては普通株式のほか議決権を有しないA種種類株式を発行しているため、持株比率と議決権保有比率が一致しません。

第3【参考情報】

当特定期間中において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日	提出先
臨時報告書	2019年11月18日	関東財務局
臨時報告書	2020年1月20日	
有価証券報告書	2020年2月10日	
有価証券届出書	2020年2月10日	
臨時報告書	2020年3月17日	

独立監査人の監査報告書

2020年6月18日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 細野 和也 印

公認会計士 長尾 充洋 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月8日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ A海外債券ファンド（隔月分配型）の2019年11月12日から2020年5月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J A海外債券ファンド（隔月分配型）の2020年5月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。